

# 横浜サポーターズ寄附金のご案内

～ ふるさと納税 ～

横浜市では、地方公共団体に対する寄附金税制の見直し（「ふるさと納税」）を契機に、「横浜市を応援したい」という皆様の気持ちを、「横浜サポーターズ寄附金」として広く受け付けます。

横浜を愛する皆様、横浜市の取り組みにご賛同いただいた皆様、ぜひ寄附を通じて横浜市を応援（サポート）してください。

## 寄附金の控除制度について

横浜市を含む地方自治体への寄附金は、寄附金額のうち適用下限額（2,000円）を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて控除されます。

### 1 所得税の軽減（寄附をした年の所得から控除され、税率に応じて所得税が軽減されます。）

$[\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}] \times \text{所得税の限界税率}$

### 2 住民税の軽減（〔1〕と〔2〕の合計金額が寄附をした翌年の住民税額から控除されます。）

〔1〕（基本控除額） $[\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}] \times 10\%$

〔2〕（特例控除額） $[\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}] \times [90\% - \text{所得税の限界税率} (0 \sim 40\%)]$

（※1）控除の対象となる寄附金の限度額は、所得税については総所得金額等の40%、住民税については総所得金額等の30%となります。

（※2）〔2〕は、住民税所得割額の1割が限度額です。

（※3）所得税の限界税率とは、寄附をした方に適用される所得税の税率のことで、0%～40%までの7段階に区分されています。詳細は国税庁のHPなどをご覧ください。

（※4）この控除は平成23年1月1日以降の寄附に適用されます。（平成23年6月の地方税法改正による）

## 給与収入700万で夫婦2人（配偶者を扶養）の家庭が3万円を寄附したケースの計算例

【納税者に適用される所得税の限界税率 20% 住民税所得割額(\*) 371,500円】

(\*) 住民税所得割額は市民税・県民税納税通知書、又は特別徴収税額通知書に記載されています



●この控除を受けるためには、税務署への確定申告が必要です。

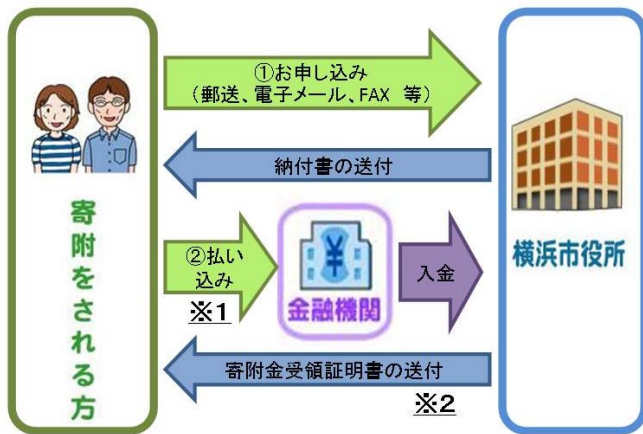
●住民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合は、寄附先から発行された「受領証明書」など寄附を行ったことを証明できる書類を添付の上、1月1日現在お住まいの市区町村の税務担当課へ「寄附金税額控除申告書」を提出いただく必要があります。

- 寄附金3万円のうち、適用下限額2,000円を引いた残り2万8,000円が控除対象となります。
- 所得税の寄附金控除（所得控除方式）で、2万8,000円×20%（限界税率）＝5,600円の税額が軽減されます。
- 個人住民税の寄附金控除（税額控除方式）で、基本控除額2,800円と特例控除額19,600円の税額が軽減されます。  
（\*2）特例控除額は住民税所得割額の1割が限度となります。  
（上記試算では、住民税所得割額の1割が37,150円＞特例控除額が19,600円となり、限度額の範囲内です）
- 上記2と3をあわせて、2万8,000円の税額が軽減されることとなります。

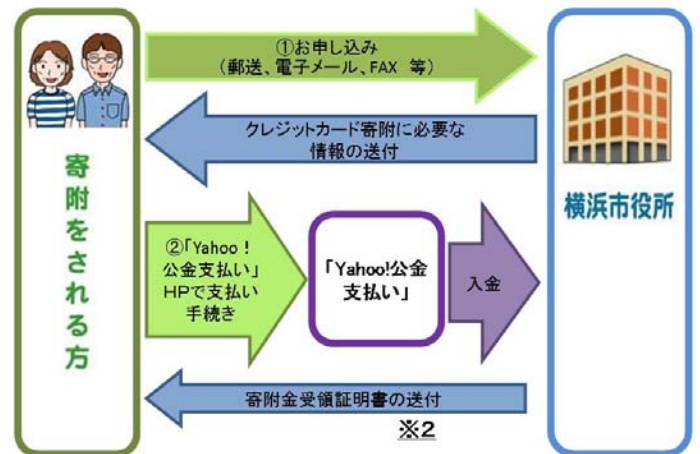
## 寄附から控除手続きまでの流れ

寄附は金融機関での納付書払いまたはクレジットカードによるお支払いが可能です。  
税の控除を受けるためには、確定申告が必要です。

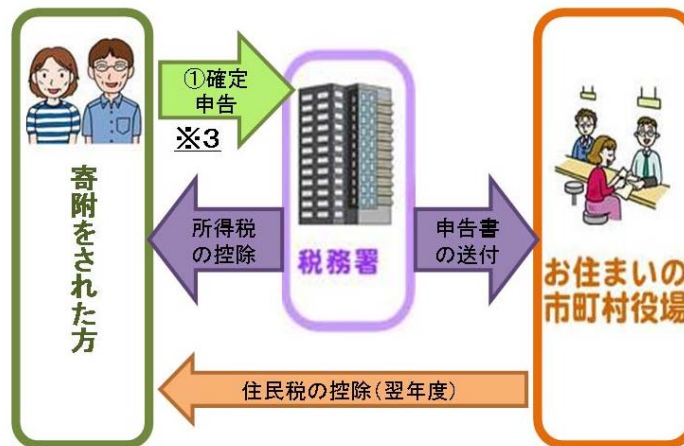
### 1 金融機関での納付書払いを選択した場合



### 2 クレジットカードによる支払いを選択した場合



### 3 「1」または「2」の手続き後、税の控除を受けるためには



※1 「市政全般(使途の特定なし)」への寄附の場合は、控除を受ける際に領収書が必要になります。領収書は、再発行できませんので大切に保存してください。

※2 控除を受ける際に必要となる証明書が発行されます(「市政全般(使途の特定なし)」への納付書払いによる寄附を除く)。証明書は、再発行できませんので大切に保存してください。

※3 必ず、証明書か領収書を添付してください

## 寄附申込先（応援していただきたい横浜市の取組）

皆様に応援していただきたい横浜市の取組です。下記のメニューから寄附先をお選びいただき、申込方法等について、各担当あてお問い合わせください。

**(1) 福祉、子どもの健全育成、国際交流など様々な市民活動を応援したい！**

**（横浜市市民活動推進基金：よこはま夢ファンド）**

担当：市民局 市民活動支援課 TEL 045-227-7965 Fax 045-223-2032

**(2) 美術品の収集に協力したい！（横浜市文化基金）**

担当：文化観光局 文化振興課 TEL 045-671-2289 Fax 045-663-5606

**(3) 横浜の緑の保全に協力したい！（横浜市協働の森基金）**

担当：環境創造局 みどりアップ推進課 TEL 045-671-2670 Fax 045-224-6627

**(4) 道志水源林の保全に協力したい！（横浜市水のふるさと道志の森基金）**

担当：水道局 浄水課 TEL 045-671-3329 Fax 045-663-8820

**(5) 環境保全のための活動に協力したい！（横浜市環境保全基金）**

担当：環境創造局 企画課 TEL 045-671-2478 Fax 045-641-3490

**(6) 社会福祉の向上に協力したい！（横浜市社会福祉基金）**

担当：健康福祉局 総務課 TEL 045-671-2383 Fax 045-664-4739

**(7) 学校施設の整備に協力したい！（横浜市学校施設整備基金）**

担当：教育委員会事務局 教育施設課 TEL 045-671-3254 Fax 045-664-4743

**(8) 横浜市を応援したい！（市政全般（使途の特定なし））**

担当：財政局 財源課 TEL 045-671-2183 Fax 045-664-7185

## 1,000万円以上寄附していただく方（個人）へ

寄附金の使途についてご相談に応じますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

**横浜サポーターズ寄附金WEBサイト** にて、より詳しい説明を掲載しております。

- 横浜市トップページ左「横浜市について」枠内 「寄付（ふるさと納税）」  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/kifu/>